



茨城県報 第 705 号

平成 7 年 11 月 27 日

月 曜 日

目 次

告 示

ページ

- 被爆者一般疾病医療機関の指定（保健予防課）…………… 1
- 指定老人訪問看護事業者の指定（成人病対策課）…………… 2
- 道路の区域の決定（道路維持課）…………… 2
- 道路の区域の変更（3件）（ “ ）…………… 2
- 道路の供用の開始（2件）（ “ ）…………… 3
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定（ダム砂防課）…………… 4
- 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所（都市整備課）…………… 5
- 換地計画の適当決定（土地改良事務所）…………… 5
- 換地処分の公告（2件）（ “ ）…………… 5

公 告

- シルバー人材センターの住所及び事務所の所在地の変更（職業安定課）…………… 6
- 開発行為の工事完了（12件）（建築指導課）…………… 6
- 道路の位置の指定（ “ ）…………… 9

正 誤

- 平成 7 年 11 月 2 日付け茨城県報号外第 165 号中…………… 9

告 示

茨城県告示第 1285 号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）第 19 条第 1 項の規定により，被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので公示する。

平成 7 年 11 月 27 日

茨城県知事 橋 本 昌

(指 定)

名 称	住 所	指定年月日
村山内科クリニック	牛久市南 1 - 6 - 40	平成 7 年 10 月 17 日
おりーぶ薬局	ひたちなか市堀口 616 - 1	平成 7 年 10 月 26 日
佐々木薬局	行方郡潮来町延方甲 1545 - 3	平成 7 年 11 月 10 日

茨城県告示第1286号

老人保健法（昭和57年法律第80号）第46条の5の2第1項の規定により、老人訪問看護事業を行う次の事業所を指定老人訪問看護事業者に指定したので、同法第46条の17の9第1号の規定により告示する。

平成7年11月27日

茨城県知事 橋 本 昌

指定年月日	指定老人訪問看護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	老人訪問看護ステーションの名称及び所在地
平成7年11月14日	社団法人 茨城県行方郡医師会 行方郡麻生町行方137番地	行方郡医師会 訪問看護ステーション 行方郡麻生町麻生1570番地の1

茨城県告示第1287号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、平成7年11月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成7年11月27日

茨城県知事 橋 本 昌

整理番号	道路の種類	路線名	区 間	敷地の幅員	延 長
50	主要地方道	水戸神栖線	行方郡麻生町大字麻生字一丁窪3290番35から 行方郡牛堀町大字茂木字仲倉414番1まで	メートル 最大 60.0 最小 12.0	メートル 4,217

茨城県告示第1288号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成7年11月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成7年11月27日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 取手東線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷 地 の 幅 員	延 長	摘 要
稲敷郡東村大字石納字東通12番地先から	旧	メートル 最大 33.0 最小 7.5	メートル 2,305	
稲敷郡東村大字西代字堤外乙263番6地先まで	新	最大 33.0 最小 7.5 最大 10.0 最小 3.5	2,305 2,317	自歩道新設

茨城県告示第1289号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成7年11月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成7年11月27日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 鴻野山水海道線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷 地 の 員 幅	延 長	摘 要
水海道市豊岡町乙1644番1地先から	旧	メートル	メートル	
		最大 11.0 最小 10.4	365	
水海道市豊岡町乙1922番4地先まで	新	最大 16.2 最小 13.0	365	現道拡巾

茨城県告示第1290号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成7年11月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成7年11月27日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 大洋鹿島線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷 地 の 員 幅	延 長	摘 要
鹿島郡大洋村大字二重作字通下541番1地先から	旧	メートル	メートル	
		—	—	
鹿島郡大洋村大字梶山字曲松1844番1地先まで	新	最大 16.0 最小 4.3	298	区域追加

茨城県告示第1291号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成7年11月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成7年11月27日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 一般国道124号
- 2 供用開始の区間 鹿嶋市大字木滝字国神1268番地から鹿嶋市大字佐田字野境593番地まで
- 3 供用開始の期日 平成7年11月27日

茨城県告示第1292号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成7年11月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成7年11月27日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路線名 県道水戸神栖線
- 2 供用開始の区間 行方郡麻生町大字麻生字一丁窪3290番35から行方郡牛堀町大字茂木字仲倉414番1まで
- 3 供用開始の期日 平成7年11月30日

茨城県告示第1293号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定に基づき、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、その関係図書は、茨城県土木部ダム砂防課、茨城県潮来土木事務所及び茨城県鹿行地方総合事務所において縦覧に供する。

平成7年11月27日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 区域の名称
根本地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 土地の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から7号までを順次結んだ線及び標柱7号から県道大賀延方線西側境界線に沿って1号までを結んだ線に囲まれた区域

郡名	町名	大字名	字名	地番等	標柱番号	備考
行方	潮来	水原	根本	1149-1	1	各々の交点
				1149-2		
〃	〃	〃	県道大賀延方線		2	境界線上の点
〃	〃	〃	町道352号線			
〃	〃	〃	東畑	2355	3	境界線上の点
〃	〃	〃	町道338号線			
〃	〃	〃	東畑	2409	4	各々の交点
〃	〃	〃	町道348号線			
〃	〃	〃	東畑	2412-2	5	各々の交点
〃	〃	〃	〃	2411		
〃	〃	〃	町道338号線		6	各々の交点
〃	〃	〃	根本	1211-1		
〃	〃	〃		1211-4		
〃	〃	〃		1211-6		
〃	〃	〃		1211-7		
〃	〃	〃	〃	1120	7	各々の交点
〃	〃	〃	県道大賀延方線			

茨城県告示第1294号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第29条第1項の規定に基づき、三和町片田南西部土地区画整理組合の理事の氏名及び住所について届出があったので、同条第2項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成7年11月27日

茨城県知事 橋 本 昌

職 名	氏 名	住 所
理 事 長	霧 見 清	三和町大字上片田723番地
副 理 事 長	山 腰 進	三和町大字尾崎3921番地
〃	山 縣 衛	古河市原町4番12号エージェックス古河207号
〃	亀 田 甫	総和町大字上辺見1025番地
理 事	森 井 清 行	東京都墨田区東向島五丁目23番15号
〃	保 永 恵 三	埼玉県川口市大字安行吉蔵136番地の1
〃	木 村 祐 夫	三和町大字上片田658番地
〃	針 谷 峰 一	三和町大字東山田2944番地403
〃	山 田 昌 三	東京都足立区南畑二丁目45番9号
〃	田 中 文 次	三和町大字下片田889番地3
〃	関 根 芳 夫	三和町大字仁連1493番地
〃	飯 田 勝	総和町大字上大野2579番地4
〃	舘 野 喜重郎	三和町大字諸川2567番地
監 事	山 中 清 作	三和町大字下片田586番地
〃	生 井 藤 太	三和町大字諸川1389番地5
〃	麻 生 勇	三和町大字諸川338番地

茨城県告示第1295号

大宮町長矢数浩から平成7年11月8日付け認可申請のあった三美地区の換地計画については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定に基づき平成7年11月9日適当と決定したので、同法第96条の4において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により公告する。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成7年11月27日

茨城県常陸太田土地改良事務所長 郡 司 脩

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦 覧 の 期 間 平成7年11月28日から
平成7年12月25日まで
- 3 縦 覧 の 場 所 大宮町役場

茨城県告示第1296号

平成7年10月24日付け江土改指令第27号で認可した馴柴地区の更正換地計画については、牛久沼土地改良区から換地処分をした旨届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第54条第4項の規定により公示する。

平成 7 年 11 月 27 日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 富久尾 育 雄

茨城県告示第 1297 号

平成 7 年 10 月 23 日付け下土改指令第 16 号をもって認可した小谷沼地区の更正換地計画については、小谷沼土地改良区から換地処分をした旨届出があったので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 54 条第 4 項の規定により公示する。

平成 7 年 11 月 27 日

茨城県下館土地改良事務所長 峯 岸 重 夫

公 告

◎シルバー人材センターの住所及び事務所の所在地の変更

高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 46 条の規定に基づき、平成 7 年 6 月 16 日付けで同法第 47 条第 1 項に規定する業務を行う者として指定した次の者について、住所及び事務所の所在地に変更があったので、同法第 48 条において準用する同法第 24 条第 4 項の規定に基づき公示する。

平成 7 年 11 月 27 日

茨城県知事 橋 本 昌

名 称 社団法人下館市シルバー人材センター
住 所 新 茨城県下館市下中山 732 番地の 1
旧 茨城県下館市大字小林 355 番地
事務所の所在地 新 茨城県下館市下中山 732 番地の 1
旧 茨城県下館市大字小林 355 番地
変 更 年 月 日 平成 7 年 11 月 10 日

◎開発行為の工事完了

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により公告する。

平成 7 年 11 月 27 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる区域の名称
鹿島郡神栖町大字鱒川字鱒川 300 番 56, 同番 57
- 2 事業主の住所及び氏名
鹿嶋市下津 289 番地の 3
会津建設株式会社
代表取締役 丸 山 忠 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

真壁郡明野町大字鍋山字殿山 716 番, 717 番, 746 番 1, 747 番 1, 749 番 1, 同番 2, 同番 5, 750 番 1, 751 番

2 事業主の住所及び氏名

群馬県邑楽郡板倉町大字大蔵 5 番地

佐栄建工株式会社

代表取締役社長 宮 田 弘之介

~~~~~

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡境町字清水台 78 番 1, 同番 6, 同番 11

## 2 事業主の住所及び氏名

水戸市南町 1 丁目 3 番 1 号

株式会社 茨城銀行

代表取締役 會 田 武 夫

~~~~~

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡総和町大字西牛谷字塩柄 331 番 1, 333 番 1, 字宮廻 381 番 9

2 事業主の住所及び氏名

土浦市富士崎 1 丁目 16 番 2 号

株式会社 ジョイフル本田

取締役社長 本 田 昌 也

~~~~~

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

結城市大字結城字公達 9915 番 1, 同番 2, 9909 番 2

## 2 事業主の住所及び氏名

埼玉県大宮市宮原町 2 丁目 19 番 4 号

株式会社 しまむら

代表取締役 藤 原 秀次郎

~~~~~

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

結城郡八千代町大字平塚字菱毛道西 4458 番 2, 同番 3

2 事業主の住所及び氏名

猿島郡三和町大字恩名 2247 番地の 1

阿久津 和 雄

~~~~~

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡東海村白方字百塚原 1564 番の 1, 同番の 114, 同番の 120, 同番の 121, 同番の 122, 同番の 123, 同番の 124, 同番の 125, 同番の 126, 同番の 127, 同番の 128, 同番の 129, 同番の 130, 同番の 131, 同番の 132, 同番の 133 まで

## 2 事業主の住所及び氏名

那珂郡東海村大字船場 544 番地の 2

東海村農業協同組合

代表理事組合長 須 藤 武 夫

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

美野里町三箇字八代807番の2, 810番, 811番の1, 同番の2, 同番の3, 813番, 807番の4, 三箇字清水窪814番の2, 同番の3, 同番の5, 815番の2, 三箇字清光817の1, 同番の5, 同番の6まで

## 2 事業主の住所及び氏名

札幌市中央区北3条西1丁目2番地

大同ほくさん株式会社

代表取締役社長 水 島 茂

~~~~~

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

西茨城郡岩間町大字安居字上平3092番の1, 同番の4, 3093番の5まで

2 事業主の住所及び氏名

西茨城郡岩間町大字安居字上平3092番の1

エム・ジェイ・エム株式会社

代表取締役 渡 辺 稔

~~~~~

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東茨城郡美野里町大字堅倉字大山1702番の12, 同番の13, 同番の14まで

## 2 事業主の住所及び氏名

美野里町長 島 田 穰 一

~~~~~

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

西茨城郡岩瀬町大字間中字谷原611番の4, 同番の5, 633番の1, 639番の25

2 事業主の住所及び氏名

石岡市若松一丁目3番26号

株式会社 武井工業所

代表取締役 武 井 勇

~~~~~

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

つくば市大字上横場字道心塚2007番3, 2007番22, 2007番23, 2007番24, 2007番34, 2007番35, 2007番36, 2012番1, 2013番1, 2013番3, 2013番4, 2013番5, 2013番6, 2014番1, 2015番1, 2015番2, 2015番3, 2015番4, 2015番5, 2016番1, 2016番3, 2016番4, 2017番1, 2017番3, 2018番1, 2021番1, 2022番1, 2022番6, 2022番7, 2026番1, 2026番2, 2027番1, 2027番2, 2028, 2134番1, 2134番2, 2135, 2136, 2137, 2138, 2139, 2140, 2141, 2142番1, 2142番2, 2143, 2144, 2145番2, 2146, 2147, 2148, 2149番1, 2149番2, 2150番1, 2150番3, 2150番4, 2150番5, 2150番6, 2150番7, 2151番1, 2151番3, 2160番1, 2160番3, 2161番1, 2161番2, 2161番3, 2162番1, 2162番2, 2162番6, 2016番2, 2012番3, 2012番4

## 2 事業主の住所及び氏名

つくば市大字上横場2143番地

つくば商業開発株式会社

代表取締役 飯 泉 光 夫

~~~~~


◎道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり廃止した。

平成 7 年 11 月 27 日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号	指定年月日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路の幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
北総建指令 第977号	平成 7 年 11 月 10 日	永井 盛雄	那珂郡東海村白方 1251-1	那珂郡東海村白方 字百塚原1564番116	メートル 4.00	メートル 35.00

正 誤

平成 7 年 11 月 2 日 付け茨城県報号外第165号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
1	9	改善飼料であることを示す。	改善飼料であることを示す。
2	表中 1	霞北養鯉用配合飼料	☉霞北養鯉用配合飼料
	表中 3	霞北養鯉用配合飼料	☉霞北養鯉用配合飼料
	表中 5	まるは印配合飼料	☉まるは印配合飼料
	表中 7	まるは印配合飼料	☉まるは印配合飼料
	表中 8	粗脂肪0.5%不足	粗脂肪0.4%不足
	表中 9	まるは印配合飼料	☉まるは印配合飼料
	表中 14	日清印こい用飼料	☉日清印こい用配合飼料
	表中 16	日清印こい用飼料	☉日清印こい用配合飼料
	表中 28	マル中印こい用配合飼料	☉マル中印こい用配合飼料
	表中 30	マル中印こい用配合飼料	☉マル中印こい用配合飼料
3	表中 1	☉マル中印子豚肥育用配合飼料	☉マル中印子豚育成用配合飼料
	表中 20	マルニ印配合飼料	☉マルニ印配合飼料

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 2,300円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (221) 8111 (代)